

運営規定

社会福祉法人あかり福祉会

指定通所介護事業所

デイサービスセンター はっぴいあかり

はっぴいあかり指定通所介護事業所運営規定

(事業目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あかり福祉会（以下「本会」という。）が開設する、はっぴいあかり通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営の関する事項を定め、事業所の生活指導員及び看護婦、看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練職員（以下「通所介護従事者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び、機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を務めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 デイサービスセンターはっぴいあかり
- 二 所在地 加古川市山手1丁目19番4号

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次の通りとする。

- 一 管理者 1名（併施設等施設の施設長、または通所介護従事者と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。

- 二 通所介護従事者
 - 生活相談員 2名（常勤1名、常勤兼務1名以上）
 - 介護職員 10名以上
 - 看護職員 3名以上
 - 調理師 3名以上
 - 機能訓練指導員 2名以上
 - 運転手 2名以上

通所介護従事者は、指定通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また従事者と協力して通所介護計画の作成を行う。

三 機能訓練指導員 1 名（非常勤 2 名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに、必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日、営業時間及び休日）

第 5 条 事業所営業日、営業時間及び休日は、次の通りとする。

- 一 営業日 日曜日を除き、毎日とする。
- 二 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 三 休日 日曜日、年始 1 日より年始 1 月 3 日まで

（指定通所介護の内容）

第 6 条 事業所の利用定員は、1 日 5 0 人とする。

（指定通所介護の内容）

第 7 条 指定通所介護の内容は、指定介護支援事業者または、利用者本人の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち、必要とされるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち、本会と利用者との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

一 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア．排泄の介助
- イ．移動、移乗の介護
- ウ．通院等の介助、その他必要な身体介護

二 入浴に関すること

家族において入浴することが困難な利用者に対して、必要なサービスを提供する。

- ア．衣類着脱の介助
- イ．身体清拭、洗髪、洗身
- ウ．その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要なサービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

四 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生き甲斐のある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や、家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため、必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と、気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 健康体操
- オ. 休養

五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う、指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 事業所から片道おおむね15キロメートル未満：0円（無料）
- 二 事業所から片道おおむね15キロメートル以上の場合、3キロメートルにつき：100円

3 通常の営業日及び、営業時間帯を超えて通所介護を提供する場合、別表に掲げる利用料を徴収する。

4 通所介護にかかるオムツ代については、一律200円を徴収する。

- 5 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。
- 6 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名捺印）を受けることにする。
- 7 指定通所介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は金融機関口座振込等により、納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、加古川市、稲美町、播磨町、高砂市、加西市とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 通所介護従業者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常火災対策）

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難救出、その他必要な訓練を行う。

（衛生管理及び通所介護従事者等の健康管理等）

第13条 事業者は、通所介護に使用する必要備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、通所介護従事者に対し、伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第14条 通所介護従事者は、業務上、知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所介護従事者であった者に、業務上、知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第15条 事業所は、居宅サービス計画書が立てられている場合は、その計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた、当該サービスの通所介護計画書を作成し、利用者、及び利用者の家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第16条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、介護保険法：第41条・第6項、又は、法：第53条・第5項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第17条 管理者は、提供した指定通所介護に関する、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するため、担当職員を2名置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を速やかに行う。

(損害賠償)

第18条 本会は、利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、通所介護従事者等の質的向上を図るための、研修の機会を次の通りに設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 年6回

- 2 通所介護従事者等は、その勤務中、常に身分を説明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを掲示するものとする。

- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、派遣決定調書、利用者負担金収納簿、その他、必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規定を定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が定めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条

- 1 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するために次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、兵庫県条例に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合は、当該事実をセンター長に報告するとともに、原因分析の結果に基づき策定した改善案を従業員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故が発生防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行う。
- 2 事業所は、利用者に対する介護サービス計画の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

附則

この規定は、平成12年4月1日より施行する。

この規定は、平成12年6月1日より施行する。

この規定は、平成15年9月1日より施行する。

この規定は、平成18年11月20日より施行する。

この規定は、平成22年7月10日より施行する。

この規定は、平成22年7月15日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。